



平 監 発 第 4 3 号
令和 7 年 2 月 2 0 日

小平市長 小 林 洋 子 殿

小平市監査委員 岡 村 健 司
小平市監査委員 虻 川 浩
(公印省略)

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第 1 4 項の規定により通知願います。

財 政 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

(1) 補助金交付団体監査

令和5年度に交付した補助金に係る出納その他の事務の執行

補助金交付団体	所管部課
小平市職員互助会	総務部 職員課（労務・人事制度担当課長）
特定非営利活動法人 子ども支援ホーム （学童保育じゃんぷ小川クラブ）	こども家庭部 学童クラブ担当課長
株式会社 学凛社 （学童クラブアウラ小平スクール）	こども家庭部 学童クラブ担当課長
小平商工会	地域振興部 産業振興課
小平交通安全協会	都市開発部 交通対策課

3 監査の着眼点

監査にあたっては、小平市監査基準に準拠し、以下の着眼点により実施した。

(1) 補助金交付団体監査

【所管部課】

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

【補助金交付団体】

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部課へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符合するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

4 監査の実施内容

上記着眼点を主眼として、関係諸帳簿及び証書類と照合、その他必要と認める方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年11月14日から令和7年1月30日まで

6 監査の結果

監査の結果については、以下に述べるとおりである。

小平市職員互助会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

職員の互助共済、元気回復その他職員の厚生を図るために行う事業に要する経費について、市がその一部を補助することとし、もって職員の福利厚生に寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和５年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市職員互助会補助金 （１）保健体育費 （２）文化費 （３）厚生費	6,860,741 円	5,539,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（総務部 職員課 労務・人事制度担当課長 ）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

特定非営利活動法人 子ども支援ホーム
(学童保育じゃんぷ小川クラブ)

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

放課後児童健全育成事業を実施する場合の運営に要する経費の一部を補助することにより、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供機会を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

② 補助金の概要（令和５年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市民設民営学童クラブ事業費補助金 (1) 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後児童クラブ支援事業 (3) 都型学童クラブ事業	14,073,452 円	11,265,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

ア 実績報告書の補助金額算定の計算過程に誤りがあり、補助金額に影響を与える誤った数値で市へ報告しているもの。

<意見・要望事項>

ア 実績報告書及び添付資料の記載内容の誤りや添付書類の不備等が散見された。今後は、所管課との連絡を密にして適正な事務処理にあたられたい。

② 所管部課（こども家庭部 学童クラブ担当課長）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

<指摘事項>

ア 団体が作成した実績報告書の補助金額算定の計算過程において、補助金額に影響を与える誤りがあったものの、修正を求めることなく補助金額を確定しているもの。

<意見・要望事項>

ア 団体が作成した実績報告書や添付資料の記載内容の誤りや添付書類の不備等について、修正を求めることなく受理しているものが見受けられた。適正に処理されたい。

株式会社 学凛社
(学童クラブアウラ小平スクール)

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

放課後児童健全育成事業を実施する場合の運営に要する経費の一部を補助することにより、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供機会を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

② 補助金の概要（令和５年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市民設民営学童クラブ事業費補助金 (1) 放課後児童健全育成事業 (2) 放課後児童クラブ支援事業 (3) 都型学童クラブ事業	17,782,210 円	12,129,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

＜指摘事項＞

ア 交付決定された補助金額について、小平市補助金等交付規則に基づく変更承認手続きを経ずに補助金額を増額した実績報告書を提出しているもの。

＜意見・要望事項＞

ア 実績報告書及び添付資料の記載内容の誤りや添付書類の不備等が散見された。今後は、所管課との連絡を密にして適正な事務処理にあたられたい。

イ 実績報告書の補助金額算定において、補助金額に影響はないものの計算過程に誤りがあるものが見受けられた。適正に処理されたい。

② 所管部課（こども家庭部 学童クラブ担当課長）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられたので、適正に処理されたい。

＜指摘事項＞

ア 交付決定された補助金額について、小平市補助金等交付規則に基づく変更承認手続きを経ずに補助金額を増額した実績報告書を受理し、さらに、増額の理由を裏付ける資料の添付がないまま、補助金額を確定しているもの。

<意見・要望事項>

ア 団体が作成した実績報告書の補助金額算定において、補助金額に影響はないものの計算過程に誤りがあったものに対して、修正を求めることなく受理しているものが見受けられた。適正に処理されたい。

イ 団体が作成した実績報告書や添付資料の記載内容の誤りや添付書類の不備等について、修正を求めることなく受理しているものが見受けられた。適正に処理されたい。

小平商工会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

市内商工業者の総合的な経営発達と地域経済の発展のため、また、地域の福祉の増進のため小平商工会が地域の小規模事業者や地域に対して、安定した支援を実施することを目的とする。

② 補助金の概要（令和５年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平市小平商工会補助金 (1) 商工振興事業 (2) 産業まつり（商工業部門）事業 (3) 製造業支援事業 (4) こだいら販売促進事業 (5) 商工業後継者育成資金あっせん事業 (6) 創業支援事業 (7) 市内店舗改修等事業 (8) その他市長が必要と認めた事業	196,649,139 円	193,240,216 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（地域振興部 産業振興課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

小平交通安全協会

(1) 補助金交付事務の概要

① 補助の目的

小平交通安全協会が交通安全行政に協力し、交通安全思想の普及及び交通事故の防止を図る事業に要する経費について、市がその一部を補助することにより、交通事故のない明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

② 補助金の概要（令和５年度）

補助金の名称 補助対象	補助対象経費	補助金額
小平交通安全協会補助事業補助金 (1) 協会の運営に関する経費。ただし、人件費、交際費、渉外費及び予備費を除く。 (2) 交通安全思想の普及啓発に要する経費 (3) 交通事故防止に関する調査、研究及び指導に要する経費 (4) 交通安全施設等の設置及び補修に要する経費 (5) その他協会の目的達成のために必要な事業に要する経費	2,757,286 円	2,650,000 円

(2) 監査の結果

① 補助金交付団体に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

② 所管部課（都市開発部 交通対策課）に対する監査の結果

上記補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。